

議案参考資料

[平成 30 年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係]

生涯学習課 文化振興係

議案名

議案第 77 号 指定管理者の指定について(桐生市市民文化会館)

趣旨・目的

桐生市市民文化会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

概要

桐生市市民文化会館の設置及び管理に関する条例第 15 条の規定に基づき、桐生市市民文化会館の管理を行わせるため、公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団を指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称 桐生市市民文化会館
- 2 指定する団体 桐生市織姫町 2 番 5 号
公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団
- 3 指定の期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで
(5 年間)

背景・経過

桐生市市民文化会館は、芸術文化の振興と市民文化活動の奨励、援助及び市民がふれ合う交流の場を整備し、潤いや活気あるまちづくりに寄与することを目的として設置され、芸術・文化鑑賞の場、学習・発表の場及び情報交換・交流の場として多くの市民に利用されています。

桐生市市民文化会館の指定管理期間が平成 31 年 3 月 31 日をもって満了することから、公募による選考の結果、施設の運営能力、専門性、企画力をもって効率的且つ効果的な事業運営が図れると期待できること、指定管理者として市の考え方を理解し、共有して施設管理を担う意識が高いと認められることから公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団を指定しようとするものです。